

市民農園の開設について

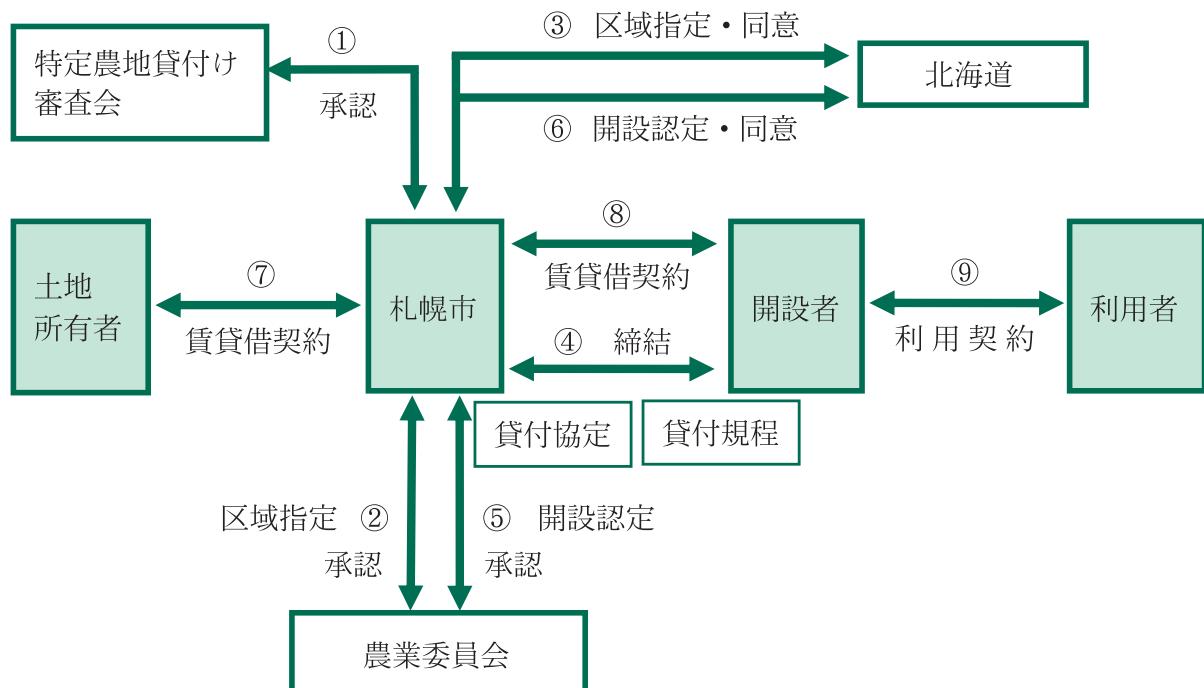
「市民農園」は、都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培・高齢者の生きがいづくり、地域交流の場、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことをいいます。

札幌市は、こうした小面積の農地を利用したい人が増えていることから、農家のみならず、企業・NPOなど多くの方々が市民農園を開設できるように制度化しました。

農地の有効活用を図り、経営の多様化・安定化にもつながる市民農園の開設を推進しており、開設する方に施設整備（給水設備・駐車場・休憩所・トイレ・看板等）に要する経費の一部を補助しています。また、利用者の募集を広く市民にPRを行っています。

市民農園は、地域コミュニティの活性化、農業に対する理解を深める場として、子供からお年寄りまで幅広い方々に農業体験をしていただけます。ぜひ「市民農園をやってみたい！」とお考えの方は、札幌市農政部農政課にご相談ください。

<特定農地貸付けによる市民農園の開設の流れ>



- 市民農園は、「市民農園整備促進法」に基づき開設しますので、維持管理（点検・清掃・修理・栽培指導・圃場整備など）、附帯設備の設置（給水設備・駐車場・休憩所・トイレ・農具庫・看板・区画割杭など）、が義務付けられます。
- 市民農園の開設場所は、札幌市が斡旋いたしますが、農地を所有する方の合意が必要となりますので、詳細は下記の問い合わせ先にお尋ねください。

問い合わせ先

札幌市農政課調整係

Tel. 211-2406